

## 随意契約理由書

件名	本庁舎1号館ゴンドラ設備整備業務
契約の相手方	日本ゴンドラ株式会社 大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由 <p>当該機器は、本庁舎1号館の屋外を昇降するための機器であり、本庁舎1号館屋外窓清掃に必要不可欠な設備である。 当該ゴンドラ設備は、メーカー独自の構造・規格をもって製造、設置され、又構成部品についてもほとんどが自社製品である。 上記業者は、当該機器の製作及び設置業者であり、機能・構造等の専門的技術について熟知しており、上記業者でなければ整備、部品類の調達が出来ない。 又、故障等が発生した場合に原因の責任所在が明確にならない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)